

綾部市議会 令和7年3月定例会
議案説明資料

2月14日

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 招集告示 | 2月18日 |
| 会期 | 2月25日～3月24日（28日間） |
| 付議案件 | 58件 |
| （内訳） 条例関係 | 33件：制定2件、一部改正30件、廃止1件 |
| 当初予算 | 11件：一般会計1件、特別会計7件、 公営企業会計3件 |
| 補正予算 | 8件：一般会計1件、特別会計4件、 公営企業会計3件 |
| その他 | 6件：契約変更2件、損害賠償1件、 人事案件3件 |

議第1号 綾部市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について

資料②（補足資料）

1 制定の理由

職員の職務の執行に関する不当要求行為等に対し、市として統一的な対応を行うための体制整備を図り、職員の公正な職務の執行を確保するため、条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

不当要求行為等がなされた場合の対応等に関し必要な事項を規定

- ・ 不当要求行為等に該当する行為
- ・ 市、職員、市民等の責務
- ・ 市に対する要望等への対応
- ・ 対策委員会及び審査会の設置
- ・ 不当要求行為等に対する措置

3 施行期日

令和7年4月1日

議第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について

1 制定の理由

刑法等の一部改正に伴い、関係条例の規定の整理を図るため、条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

懲役及び禁錮の廃止並びに拘禁刑の創設に伴う規定の整理その他文言の整理（関係条例）

- ・綾部市一般職職員の給与に関する条例
- ・綾部市職員の分限に関する条例
- ・綾部市非常勤消防団員退職報償金支給条例
- ・綾部市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例
- ・綾部市暴力団排除条例
- ・綾部市功労者表彰条例
- ・綾部市個人情報保護に関する法律施行条例

3 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日

議第 3 号 綾部市情報公開条例の一部改正について

1 改正の理由

市政に関する情報公開の一層の推進を図るため、開示請求権の範囲を拡大するなど、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

- (1) 市内に住所を有する者や市内の事業所、市内への通勤者など限定的であった開示請求権の範囲を見直し、「何人」も開示請求ができるよう拡大
- (2) その他規定の整理

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議第 4 号 綾部市行政不服審査会条例の一部改正について

議第 5 号 綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する規定の整理を図るなど、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を引用する規定の整理
- (2) 綾部市情報公開条例を引用する規定の整理（議第 4 号のみ）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議第 6 号 綾部市 U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

馬場定住支援住宅の貸借期間満了による廃止に伴い、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

馬場定住支援住宅に関する規定を削除

| 名称 | 所在地 | 設置年度 | 戸数 | 家賃月額 |
|----------|------------------|-----------|-----|----------|
| 馬場定住支援住宅 | 八津合町馬場 5 2 番地の 1 | 平成 2 6 年度 | 1 戸 | 30,000 円 |

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議第7号 綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議第8号 綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

綾部市特別職報酬等審議会の答申を踏まえて給料改定を行うほか、国の人事院勧告に準じ、地域手当を支給するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

(1) 給料額の改定

| 職名 | 改定後月額 | 改定前月額 | 増減額 |
|-----|-----------|-----------|----------|
| 市長 | 889,000 円 | 880,000 円 | +9,000 円 |
| 副市長 | 725,000 円 | 720,000 円 | +5,000 円 |
| 教育長 | 648,000 円 | 640,000 円 | +8,000 円 |

(2) 地域手当を支給

令和7年度支給率 4%

3 施行期日

令和7年4月1日

議第9号 綾部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

綾部市特別職報酬等審議会の答申を踏まえて議員報酬を改定するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

議員報酬の改定

| 職名 | 改定後月額 | 改定前月額 | 増減額 |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 議長 | 475,000 円 | 450,000 円 | +25,000 円 |
| 副議長 | 414,000 円 | 400,000 円 | +14,000 円 |
| 議員 | 385,000 円 | 365,000 円 | +20,000 円 |

3 施行期日

令和7年4月1日

議第 10 号 綾部市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 改正の理由

国の人事院勧告に準じ、地域手当を支給するなど、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

(1) 地域手当を支給

令和 7 年度支給率 4 %

(2) 給料表の改定

(3) 職務の号給の切替え

(4) 扶養手当の支給額の改定

・配偶者：0 円／月（現行 6,500 円／月）

※令和 7 年度は経過措置として 3,000 円／月を支給

・子：13,000 円／月（現行 10,000 円／月）

※令和 7 年度は経過措置として 11,500 円／月を支給

(5) 単身赴任手当の支給要件を緩和

(6) 管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯を拡大

(7) 職務の級が 7 級である職員の昇給の号給数を 3 号給から 4 号給に変更

(8) 再任用職員に対して住居手当を支給

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議第 11 号 綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

国の人事院勧告に準じ、地域手当を支給するなど、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

(1) 地域手当を支給

・令和 7 年度支給率 4 %

・パートタイム会計年度任用職員は、地域手当相当額を基準月額に加算

(2) 報酬の計算期間及び支給日の変更

・対象 日額・時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員

・計算期間 変更後 毎月 1 日～当該月末日

(変更前 毎月 11 日～翌月 10 日)

・支給日 変更後 翌月 21 日

(変更前 締切日の属する月の 21 日)

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議第 1 2 号 公益的法人等への綾部市職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

国の人事院勧告を踏まえた綾部市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、地域手当を支給するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

地域手当を支給

令和 7 年度支給率 4 %

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議第 1 3 号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

地域手当の支給に伴い、減給の効果を定める規定について、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

減給額に地域手当を加算

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議第 1 4 号 綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大を図るなど、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

(1) 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大

変更後 小学校就学の始期に達するまでの子

(変更前 3 歳に満たない子)

(2) 仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議第 15号 綾部市市税条例の一部改正について

1 改正の理由

納税通知書の到着から納期限までの期間を十分に確保することで納税者の利便性の向上を図るため、軽自動車税の納期を変更するなど、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

(1) 軽自動車税（種別割）の納期を変更（令和8年度以後の年度分に適用）

変更後 5月1日から同月31日

（変更前 4月11日から同月30日）

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を引用する規定の整理

3 施行期日

(1) 令和8年4月1日（令和8年度以後の年度分の軽自動車税納期に適用）

(2) 令和7年4月1日

議第 16号 綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第 17号 綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の理由

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、当該基準との整合を図るため、所要の改正を行おうとするもの。なお現在、本市に該当する事業者なし。

2 改正の内容

(1) 保育の内容に関する支援の実施に係る連携施設の確保基準を緩和

(2) 食事の提供の特例要件を緩和（議第17号のみ）

3 施行期日

令和7年4月1日

議第 18号 綾部市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

子ども・子育て支援法に基づく過料の対象となる者を追加するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

正当な理由なく、支援給付に関する報告等を拒否又は虚偽をした場合の過料（10万円以下）に処する者について、妊婦のための支援給付を受けた者を追加

3 施行期日

令和7年4月1日

議第 19 号 綾部市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

児童福祉及び療育教室に関する業務の実施場所の変更に伴い、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

(1) 児童福祉に関する業務を追加

実施場所 変更後 保健福祉センター
(変更前 市役所西庁舎)

(2) 療育教室に関する業務を削除

実施場所 変更後 こども発達支援施設
(変更前 保健福祉センター)

3 施行期日

(1) 令和 7 年 4 月 28 日

(2) 令和 7 年 5 月 12 日

議第 20 号 綾部市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

施設の老朽化に伴い、綾部市中上林診療所及び綾部市上林歯科診療所を綾部市観光センター内に移転するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

(1) 中上林診療所及び上林歯科診療所の位置を変更

変更後 八津合町縄手 1 番地
(変更前 八津合町神谷 2 番地の 2)

(2) 上林歯科診療所の診療時間を変更

変更後 午前 9 時～正午、午後 1 時～ 4 時
(変更前 午前 9 時～正午、午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分)

3 施行期日

規則で定める日

議第 21 号 綾部市東部地域観光関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

綾部市中上林診療所及び綾部市上林歯科診療所の移転整備に伴い、綾部市観光センターの貸館施設の一部を供用廃止するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

ミーティングルーム（観光センター）の使用料に関する規定を削除

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議第 2 2 号 綾部市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減に係る所得判定基準を引き上げるなど、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

(1) 保険料の軽減に係る所得判定基準の引上げ

- ・ 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に
乗すべき金額：30万5千円（現行29万5千円）
- ・ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に
乗すべき金額：56万円（現行54万5千円）

(2) 賦課限度額の引上げ

- ・ 基礎分：66万円（現行65万円）
- ・ 後期高齢者支援金等分：26万円（現行24万円）

3 施行期日

令和7年4月1日

議第 2 3 号 綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の理由

国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、当該基準との整合を図るため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

資格要件が緩和される職種（管理栄養士）の追加

3 施行期日

令和7年4月1日

議第 2 4 号 綾部市工場設置奨励条例の一部改正について

1 改正の理由

日本標準産業分類を引用する規定の整理を図るため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

日本標準産業分類を引用する規定の整理

3 施行期日

公布の日

議第 25 号 綾部市里山交流研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

施設の安定運営を図るため、バーベキューサイト使用料について、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

バーベキューサイト使用料を改定

改定後

バーベキューサイト 1 区画につき 6 時間までごとに 1,100 円

加えて、1 人につき 6 時間までごとに 300 円

※ 3 歳以下は無料

改定前

| 使用区分 | 時間 | (前 half 日) | (後 half 日) | (1 日) |
|----------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | 午前 9 時 ～午後 3 時 | 午後 3 時 ～午後 9 時 | 午前 9 時 ～午後 9 時 |
| バーベキューサ イト (1 区画) | | 1,100 円 | 1,100 円 | 2,200 円 |

3 施行期日

令和 7 年 4 月 26 日

議第 26 号 あやべ温泉の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

施設の安定運営を図るため、入浴施設使用料等について、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

(1) 入浴施設使用料を改定

| 区 分 | 改定後使用料 | 改定前使用料 | 増減額 |
|-------|--------|--------|--------|
| 一般 | 800 円 | 600 円 | +200 円 |
| 小学生以下 | 400 円 | 300 円 | +100 円 |

(2) 貸部屋使用料を追加

| 区 分 | 単 位 | 使 用 料 |
|-------|---------------|---------|
| 談 話 室 | 1 室につき 1 時間まで | 1,000 円 |
| 研 修 室 | ごとに | 2,000 円 |

※冷暖房設備を使用する場合は、使用料の 2 分の 1 の額を加算

(3) 貸部屋数

- ・ 談話室 9 室 (旧客室)
- ・ 研修室 1 室 (2 階大広間)

3 施行期日

令和 7 年 4 月 26 日

議第 27 号 綾部市二王公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

施設の安定運営を図るため、キャンプ使用料等について、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

(1) キャンプ使用料を改定

| 区 分 | 改定後使用料 | 改定前使用料 | 増減額 |
|-----|---------|---------|----------|
| 日帰り | 3,000 円 | 1,500 円 | +1,500 円 |
| 1 泊 | 6,000 円 | 3,000 円 | +3,000 円 |

(2) キャンプ（宿泊）使用時間を変更

- ・ 1 泊 変更後 午後 2 時～翌日正午
(変更前 午前 11 時～翌日午前 10 時)

3 施行期日

令和 7 年 4 月 26 日

議第 28 号 綾部市都市公園条例の一部改正について

1 改正の理由

旧市民センター跡地に整備する「あやパーク」を都市公園として位置付けるため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

あやパークに関する規定を追加

・名称及び位置

| 名 称 | 位 置 |
|-------|-----|
| あやパーク | 並松町 |

・イベントハウスの供用時間、供用日及び使用料

供用時間 午前 9 時～午後 10 時

供用日 毎日

使用料 1 時間当たり 200 円

※営利を目的とする場合は基本額の 2 倍の額

3 施行期日

令和 7 年 5 月 17 日

議第 29号 綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について

1 改正の理由

国の人事院勧告を踏まえた綾部市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、地域手当を支給するなど、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

(1) 地域手当を支給

令和7年度支給率 4%

(2) 扶養手当に係る扶養親族から配偶者を削除（令和7年度経過措置あり）

(3) 再任用職員に対して住居手当を支給

3 施行期日

令和7年4月1日

議第 30号 綾部市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

1 改正の理由

建設業法施行令の一部改正に伴い、同政令を引用する規定について、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

建設業法施行令を引用する規定の整理

3 施行期日

公布の日

議第 31号 綾部市下水道条例の一部改正について

1 改正の理由

下水道法施行令の一部改正に伴い、規定の整理を図るため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

公共下水道からの放流水に関する排水基準に係る文言の整理

3 施行期日

令和7年4月1日

議第 3 2 号 綾部市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正について

1 改正の理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金の勤務年数区分を追加するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

勤務年数 3 5 年以上の区分を追加

| 階 級 | 金 額 | 階 級 | 金 額 |
|-------|-------------|------|-------------|
| 団 長 | 1,079,000 円 | 副団長 | 1,009,000 円 |
| 分団長 | 949,000 円 | 副分団長 | 909,000 円 |
| 部長／班長 | 834,000 円 | 団 員 | 789,000 円 |

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議第 3 3 号 綾部市職員退職年金等支給条例等の廃止について

1 廃止の理由

綾部市職員退職年金等支給条例に基づく年金受給権者への支給終了に伴い、関係条例を廃止しようとするもの。

(関係条例)

- ・綾部市職員退職年金等支給条例
- ・退職年金の年額の改定に関する条例
- ・昭和 2 3 年 6 月 3 0 日以前に給与事由の生じた退職年金、遺族年金の年額の改定に関する条例
- ・昭和 2 8 年 1 2 月 3 1 日以前に給与事由の生じた退職年金、遺族年金の年額の改定に関する条例
- ・平成元年 4 月分から同年 7 月分までの遺族年金に係る加算の年額等の特例に関する条例

2 施行期日

公布の日

議第 3 4 号～議第 4 4 号 令和 7 年度当初予算 別掲

議第 4 5 号～議第 5 2 号 令和 6 年度補正予算 別掲

議第53号 新都市公園整備工事請負契約の一部変更について

1 提案の理由

工法の見直し等による契約金額の減額について、議会の議決を求めるもの。

2 内容

植栽基盤工の廃工等による減額。

変更後契約額 237,806,800円
今回減額 7,838,600円
(変更前契約額 245,645,400円)
(当初契約額 203,606,700円)
(第1回変更 42,038,700円増額)

(参考)

- ・工事の場所 綾部市並松町
- ・工事の概要 基盤整備工事、植栽工事及び施設整備工事
- ・契約方法 公募型指名競争入札
- ・契約の相手方 綾部市井倉新町南大橋18番地の2
上田工業株式会社 代表取締役 川北達哉
- ・工事の期間 令和5年9月26日～令和7年5月7日

議第54号 西部地域消防防災拠点施設・地域振興センター整備工事（建築本体工事）請負契約の一部変更について

1 提案の理由

工事の追加等による契約金額の増額について、議会の議決を求めるもの。

2 内容

外構工事の追加等による増額。

変更後契約額 155,278,200円
今回増額 12,889,800円
(変更前契約額 142,388,400円)

(参考)

- ・工事の場所 綾部市物部町
- ・工事の概要 建築工事及び機械設備工事
- ・契約方法 公募型指名競争入札
- ・契約の相手方 綾部市岡安町大道11番地の1
株式会社渋谷組 代表取締役 澁谷良作
- ・工事の期間 令和6年9月25日～令和7年5月22日

議第55号 損害賠償の額を定めることについて

1 提案の理由

令和6年10月19日に里町で発生した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、議会の議決を求めるもの。

2 内容

(1) 損害賠償額 1,317,940円

(2) 事故の状況 令和6年10月19日午後3時ごろ、里町潜り地内の綾部市中央公民館駐車場において、樹木が強風により倒れ、駐車中の車両が破損

同第1号 綾部市固定資産評価審査委員会委員の選任について＝当日配布

1 提案の理由

委員6人中1人について、令和7年5月31日に任期満了となるため、その後任委員について、議会の同意を求めるもの（任期3年）。

諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について＝当日配布

1 提案の理由

委員8人中1人について、令和7年6月30日に任期満了となるため、その後任委員の推薦について、議会の同意を求めるもの（任期3年）。

諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について＝当日配布

1 提案の理由

委員8人中1人について、辞任（令和7年6月30日）に伴い、その後任委員の推薦について、議会の同意を求めるもの（任期3年）。